10月分 No.8

件名	地域限定通訳士制度について
受付日	令和元年 10月 31日
ご意見・ご提案の 概要	飛騨地域では、すでに地域限定通訳士制度を導入し、実績を出しているが、美濃地域では未だに導入されていない。 美濃の多様な魅力を外国語で伝えることができる通訳案 内士を育成し認定する制度を導入してほしい。
県の考え方	平成30年1月に通訳案内士法が改正され、地域限定通訳案内士は地域通訳案内士として同法に引き継がれました。 また、同法改正では資格を保有しなくても報酬を受けてガイドすることが可能となるよう規制緩和されました。 県では、これを受けて「外国語観光ガイド育成事業」を開始し、資格の有無に関わらず、一定の語学力を持つ人を対象としたガイド研修を実施しております。 さらに、令和2年度以降、外国人観光客向けウェブサイトに名簿や連絡先を掲載し、旅行者が直接交渉できるようにしていく予定です。
担当課	商工労働部 海外戦略推進課